

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年11月21日 10時51分ごろ
発生場所	福井県若狭町常神岬南西方沖 常神岬灯台から真方位211° 680m付近 (概位 北緯35° 37.9′ 東経135° 48.8′)
事故の概要	プレジャーボート第七あずま丸は、航行中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和4年2月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第七あずま丸、2.0トン FK3-11753（漁船登録番号）、個人所有 第251-19213号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力80.90kW、回転数 毎分3,000、4気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、平成13 年7月9日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、釣り場を移動中、主機の回転数が上がらなくなった。</p> <p>船長は、同乗者が携帯電話で主機の回転数が上がらなくなったことを船舶所有者に伝えた後、主機の回転数を下げて航行を続けていた際、操舵スタンド下方の機関室出入口から白煙が出ていることに気付き、機関室内を確認したところ、主機のゴム製冷却海水管から海水が噴出し、機関室が浸水していることを認め、主機を中立運転とした。</p> <p>船舶所有者は、機関整備会社の担当者に本船の主機の点検を依頼した後、同乗者に機関整備会社の担当者が救援に向かうことを伝えた。</p> <p>機関整備会社の担当者は、本船に到着した際、本船の右舷船尾部が沈下していたので、船首部に避難していた乗船者を自船に移乗させ、本船を定係地にえい航した。</p> <p>機関整備会社の担当者は、本事故後、主機を確認したところ、主機のゴム製冷却海水管が劣化し、同管の一部が裂けていることを認めた。</p> <p>船舶所有者は、平成30年に前所有者から本船を譲り受け、小型兼用船として船舶検査を受検し、定置網漁等に使用しており、日頃、主</p>

	<p>機のエンジンオイル、冷却清水及び冷却海水の点検を行っていたが、ゴム製冷却海水管の点検は行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、船舶所有者が譲り受けて以降、主機のゴム製冷却海水管の点検が行われていない中、釣り場を移動中、経年劣化により同管の一部が裂けたことから、同部から冷却海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船舶所有者が譲り受けて以降、主機のゴム製冷却海水管の点検が行われていない中、釣り場を移動中、経年劣化により同管の一部が裂けたため、同部から冷却海水が噴出して機関室に浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、定期的に海水冷却管など主機のゴム製部品の点検を行い、硬化するなどの劣化が認められる場合は、機関整備会社に依頼するなどして同部品の交換を行うこと。